

# 香川県報



号外7

平成16年

3月26日（金曜日）

## 目次

（●印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規則

●行政手続の見直しに伴う総務部関係規則の整備等に関する規則  
（総務学事課、危機管理課、法務文書課、税務課、行政企画課、青少年・男女共同参画課、国際課）

●死体解剖保存法施行細則を廃止する規則  
（医務国保課） 一六

●行政手続の見直しに伴う商工労働部関係規則の整備等に関する規則  
（産業政策課、労働政策課、観光振興課）

●香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則  
（建築課） 二三

## 規則

行政手続の見直しに伴う総務部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第二十五号

行政手続の見直しに伴う総務部関係規則の整備等に関する規則

（香川県庁ホール使用規則の一部改正）

第一条 香川県庁ホール使用規則（昭和三十三年香川県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨等）

第一条 この規則は、香川県庁ホール（以下「ホール」という。）の使用に関し必要な

事項を定めるものとする。

2 ホールの使用については、この規則に定めるもののほか、庁舎管理規則（昭和四十六年香川県規則第二十三号）の定めるところによる。

第二条の前面に見出しとして「（使用の許可）」を付し、同条中「二」を「いずれかに」に、「場合に」を「ときに」に改める。

第三条中「ホールを使用しよう」を「前条の許可を受けよう」に、「使用許可申請書」を「香川県庁ホール使用許可申請書」に改める。

第四条に見出しとして「（使用時間）」を付し、同条中「の使用時間」を「を使用することができる時間」に改め、同条に次の一項を加える。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、ホールを使用することができる時間を変更することができる。

第六条を削る。

第五条に見出しとして「（使用料）」を付し、同条第二項中「別表第一表使用料の部 行政財産の目的外使用の使用料1の項」を「別表第一 第一表 使用料の部 行政財産の目的外使用の使用料香川県庁ホールの項」に改め、「規則で定める」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（使用することができない日）

第五条 ホールを使用することができない日は、香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第一号）第一条第一項各号に掲げる日とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に、ホールを使用することができない日を変更し、又はホールを使用することができない日を設定することができる。

第七条を次のように改める。

（使用者に対する指示等）

第七条 知事は、ホールの管理のため必要があると認めるときは、ホールを使用する者に対し、ホールの管理上必要な指示をすることができる。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、知事は、ホールを使用する者に対し、第二条の許可を取り消し、又はホールからの退去その他ホールの管理上必要な措置をとることを命ずることができる。

- 一 この規則の規定に違反したとき。
  - 二 前項の規定による指示に従わなかったとき。
  - 三 前二号に掲げるもののほか、ホールの管理上支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
  - 四 緊急やむを得ない事情により、県がホールを使用する必要があるとき。
- 第七条の次に次の二条を加える。
- (香川県公有財産規則の適用除外)
- 第八条 ホールの使用については、香川県公有財産規則(昭和三十九年香川県規則第三十七号)第二十四条の規定は、適用しない。
- (補則)
- 第九条 この規則に定めるもののほか、ホールの使用に関し必要な事項は、別に定める別表中「~~第5条~~」を「~~第6条~~」に改める。
- 別記様式を次のように改める。

別記様式 (第3条関係)

(日本工業規格A列4番)

香川県庁ホール使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所  
申請者  
氏 名 ⑩  
( 団体にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名 )

香川県庁ホールを使用したいので、次のとおり申請します。

- 1 使用日時 月 日 時から 時まで
- 2 使用目的
- 3 集合予定人員
- 4 その他参考となるべき事項

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

(消防法施行細則の一部改正)

第二条 消防法施行細則(昭和三十五年香川県規則第八号)の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

危険物の規制に関する細則

第一条及び第二条を次のように改める。

(趣旨)

第一条 この規則は、消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第三章の規定の施行に關し、危険物の規制に關する政令(昭和三十四年政令第三百六号)及び危険物の規制に關する規則(昭和三十四年総理府令第五十五号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(製造所等の使用の休止等の届出)

第二条 消防法第十一条第一項第二号の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「製造所等」という。)の設置の許可を受けた者(以下「設置者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、危険物製造所等使用休止(再開)届(第一号様式)によりその旨を知事に届け出なければならない。

一 製造所等の使用を三月以上休止しようとするとき。

二 休止している製造所等の使用を再開しようとするとき。

第三条中「法第十六条の五第三項」を「消防法第十六条の五第三項」に、「法第四条第四項」を「同法第四条第二項」に、「第五号様式」を「第四号様式」に改め、同条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

(設置者の住所等の変更の届出)

第三条 設置者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、危険物製造所等設置者住所等変更届(第二号様式)によりその旨を知事に届け出なければならない。

一 住所又は氏名(法人にあつては、その主たる事務所の所在地又は名称)に変更があつたとき。

二 製造所等の名称の変更をしたとき。

三 製造所等の構造又は設備の変更をしないで、当該製造所等において貯蔵し、又は取り扱う危険物の物質名の変更で消防法第十一条の四第一項の規定による届出を要しないものをしたとき。

(災害の発生の届出)

第四条 設置者は、その製造所等において危険物に關する災害が発生したときは、遅滞なく、危険物製造所等災害発生届(第三号様式)によりその旨を知事に届け出なければならない。

第一号様式から第四号様式までを次のように改め、第五号様式を削る。

第1号様式(第2条関係)

(日本工業規格A列4番)

## 危険物製造所等使用休止(再開)届

|  |  |                  |     |     |
|--|--|------------------|-----|-----|
| 年 月 日  |  |                  |     |     |
| 香川県知事 殿  |  |                  |     |     |
| 届出者 住所<br>氏名 <span style="float: right;">④</span><br>(法人にあつては、主たる事務所の<br>所在地、名称及び代表者の氏名) |  |                  |     |     |
| 製造所等の設置場所  |  |                  |     |     |
| 製造所等の別   |  | 貯蔵所又は取扱所の<br>区 分 |     |     |
| 製造所等の完成検査<br>番号及び年月日   |  | 第 号 年 月 日        |     |     |
| 使<br>用<br>休<br>止   | 期 間  |                  |     |     |
|  | 理 由  |                  |     |     |
|  | 休止中の製造所等の<br>管理者氏名                         |                  |     |     |
|  | 危険物を残置する場<br>合におけるその危険<br>物の類、品名及び最<br>大数量 | 類                | 品 名 | 数 量 |
|  |  |                  |     |     |
| 危険物の保安の状態  |  |                  |     |     |
| 再<br>開   | 期 日  | 年 月 日から          |     |     |
|  | 再開により貯蔵し、<br>又は取り扱う危険物<br>の類、品名及び最大<br>数量  | 類                | 品 名 | 数 量 |
|  |  |                  |     |     |
| 備<br>考   |  |                  |     |     |

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

危険物製造所等設置者住所等変更届

|  |                    |       |       |  |
|--|--------------------|-------|-------|--|
| 年 月 日  |                    |       |       |  |
| 香川県知事 殿  |                    |       |       |  |
| 届出者 住所<br>氏名 <span style="float: right;">⑩</span><br>（法人にあつては、主たる事務所の<br>所在地、名称及び代表者の氏名） |                    |       |       |  |
| 設置者  | 住所<br>〔主たる事務所の所在地〕 | 変更前   |       |  |
|  |                    | 変更後   |       |  |
|  |                    | 変更年月日 | 年 月 日 |  |
|  | 氏名<br>(名称)         | 変更前   |       |  |
|  |                    | 変更後   |       |  |
|  |                    | 変更年月日 | 年 月 日 |  |
| 製造所等   | 設置場所               |       |       |  |
|  | 名称                 | 変更前   |       |  |
|  |                    | 変更後   |       |  |
|  |                    | 変更年月日 | 年 月 日 |  |
|  | 貯蔵し、又は取り扱う危険物の物質名  | 変更前   |       |  |
|  |                    | 変更後   |       |  |
|  |                    | 変更年月日 | 年 月 日 |  |
|  | 変更理由               |       |       |  |
|  | 備考                 |       |       |  |

注 1 製造所等の設置場所の欄及び名称の変更前の欄には、その変更がない場合であつても記入してください。  
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第3号様式(第4条関係)

(日本工業規格A列4番)

危険物製造所等災害発生届

年 月 日

香川県知事 殿

届出者 住所  
氏名 ⑩  
(法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名)

|                                |         |   |     |     |
|--------------------------------|---------|---|-----|-----|
| 製造<br>所等                       | 名 称     |   |     |     |
|                                | 設 置 場 所 |   |     |     |
| 災害当時に貯蔵し、又は取り扱っていた危険物の類、品名及び数量 |         | 類 | 品 名 | 数 量 |
|                                |         |   |     |     |
| 災 害 発 生 の 原 因                  |         |   |     |     |
| 被 災 の 状 況                      |         |   |     |     |
| 被 災 額                          |         |   |     |     |
| 被災時の消火設備状況                     |         |   |     |     |
| 被災時において危険物取扱者のとつた措置            |         |   |     |     |
| 今 後 の 措 置                      |         |   |     |     |

注 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第4号様式(第5条関係)  
(表)

←----- 8.5センチメートル ----->

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| 第 号                        | 年 月 日交付   |
| 職<br>氏 名<br>生年月日           |           |
| 消防法第16条の<br>5第1項の規定<br>による | 立 入 検 査 証 |
|                            | 香川県知事 印   |

↑----- 6センチメートル -----↓

(裏)

消 防 法 抜 粹

第16条の5 市町村長等は、危険物の貯蔵又は取扱に伴う火災の防止のため必要があると認めるときは、指定数量以上の危険物を貯蔵し、若しくは取り扱つていと認められるすべての場所(以下この項において「貯蔵所等」という。)の所有者、管理者若しくは占有者に対して資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防事務に従事する職員に、貯蔵所等に立ち入り、これらの場所の位置、構造若しくは設備及び危険物の貯蔵若しくは取扱いについて検査させ、関係のある者に質問させ、若しくは試験のため必要な最少限度の数量に限り危険物若しくは危険物であることの疑いのある物を収去させることができる。

2 略

3 第4条第2項から第4項までの規定は、前2項の場合にこれを準用する。

第44条 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金又は拘留に処する。

二 第4条、第16条の5第1項若しくは第34条(第35条の3第2項、第35条の3の2第2項又は第35条の3の3第2項において準用する場合を含む。)の規定による資料の提出若しくは報告を求められて、資料の提出をせず、虚偽の資料を提出し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

(公舎等管理規則の一部改正)

第三条 公舎等管理規則(昭和三十九年香川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「㊦」を削る。

(香川県青年センター規則の一部改正)

第四条 香川県青年センター規則(昭和四十四年香川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六条中「使用許可申請書」を「香川県青年センター使用許可申請書」に改め、同条に次の三項を加える。

2 前項の規定による申請書の提出については、ファクシミリ装置を利用して送信する方法により行うことができる。

3 前項の規定により申請書が提出されたときは、所長が受信した時に、当該申請書が所長に提出されたものとみなす。

4 所長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し送信に使用した書面を提出させることができる。

第一号様式中「第6条の」を「第6条第一項の」に、「第7条第二項」を「第7条第一項第一号の附記」に改め、同様式(注)中「記述しなさい」を「記述しなさい」に改める。

第二号様式中「第7条第二項の規定により」を「第7条第一項第一号の規定による附記」に改め、同様式に(注)として次のように加える。

(注) 氏名の記載を正確に行う場合は、押印を捺印することになります。

(職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則の一部改正)

第五条 職員のサービスの宣誓書の様式を定める規則(昭和四十五年香川県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

本則中「規定に基づく宣誓書の」を「規則で定める」に改め、本則の様式中「かたく」を「固く」に改め、「印」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列四番とする。

(香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第六条 香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例施行規則(昭和

四十七年香川県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条第三号中「取得年月日」の下に「並びに当該工業等用設備を事業の用に供した年月日」を加え、同条第四号を次のように改める。

四 条例第三条第一項第一号の規定の適用を受けようとする者にあつては、前三号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項

ア 条例第三条第一項第一号の適用設備(以下「特定適用設備」という。)の種類、所在地、取得価額及び取得年月日並びに当該特定適用設備を事業の用に供した年月日

イ 条例第三条第一項第一号に定める算式によつて計算するために必要な同号アの固定資産の価額又は同号イの従業者の数

第二条第五号アからウまでに掲げる部分以外の部分を次のように改める。

条例第三条第一項第二号の規定の適用を受けようとする者にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項

第二条第五号イ中「建設着手予定年月日」の下に「又は建設着手年月日」を加え、同号ウ中「床面積及び用途」を「及び床面積」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 条例第三条第一項第三号の規定の適用を受けようとする者にあつては、第一号から第三号までに掲げる事項のほか、同項第三号に規定する適用設備の種類、取得価額及び取得年月日並びに当該適用設備を事業の用に供した年月日

第二条第七号中「その他」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第四条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 条例第三条第一項第一号の規定の適用を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類(同号の規定の適用を受けた特定適用設備に係る所得に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同号の規定の適用を受けようとする場合にあつては、ウ又はエに掲げる書類に限る。)

ア 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項において準用する同法第十一条第三項又は同法第四十五条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し

又はこれに類する書類

イ 法人にあつては工業等用設備を事業の用に供した日の属する事業年度及びその前事業年度の、個人にあつては当該日の属する年及びその前年の貸借対照表及び損益計算書

ウ 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を行う法人にあつては、当該事業年度の末日現在における条例第三条第一項一号アの固定資産の価額を証明するに足る書類

エ ウに規定する法人以外の法人又は個人にあつては、次に掲げる書類

(1) 県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を証明するに足る書類

(2) 特定適用設備において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類

(3) 特定適用設備において業務に従事する者の配置図

二 条例第三条第一項第二号の規定の適用を受けようとする者にあつては、前号ア及びイに掲げる書類のほか、次に掲げる書類

ア 不動産の取得年月日を証明するに足る書類

イ 土地にあつては、次に掲げる書類

(1) 土地における家屋の位置を表示した配置図

(2) 家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日を証明するに足る書類

ウ 家屋にあつては、その各室の面積を表示した平面図

三 条例第三条第一項第三号の規定の適用を受けようとする者にあつては、一号ア及びイに掲げる書類のほか、同項第三号に規定する適用設備の種類、取得価額及び取得年月日並びに当該適用設備を事業の用に供した年月日を証明するに足る書類

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部改正)

第七条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和五十九年香川県規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「申請書」を「公益法人設立許可申請書(第一号様式)」に改め、同条第五号中「当該法人の登記簿の謄本」を「その名称、代表者の氏名及び住所、主たる事務所所在地並びに最近の事業活動の概要を記載した書類」に改める。

第九条第一項中「当該職員をして」を「その職員に、公益法人の事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、当該」に改め、同条第二項中「検査」を「立入検査」に、「別記様式」を「第二号様式」に改める。

第十四条の見出しを「(書類の提出等)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第十三条」を「前条」に改め、同項を同条とする。

別記様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

（日本工業規格A列4番）

公益法人設立許可申請書

年 月 日

香川県知事

殿

申請者 住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名）

民法第34条の規定により、公益法人の設立の許可を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式（第9条関係）  
（表面）

8センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所属名  
職 名  
氏 名  
生年月日 年 月 日

上記の者は、民法第67条第3項及び知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第9条第1項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。

年 月 日

香川県知事 印

5.5センチメートル

（裏面）

民法（抜粋）

第67条 法人ノ業務ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

② 主務官庁ハ法人ニ対シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

③ 主務官庁ハ何時ニテモ職権ヲ以テ法人ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ検査スルコトヲ得

知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（抜粋）

（業務の監督）

第9条 知事は、民法第67条の規定により、公益法人に対し報告若しくは資料の提出を求め、事業計画の変更命令その他の必要な命令をし、又はその職員に、公益法人の事務所その他業務に関係のある場所に立ち入り、当該公益法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書（第2号様式）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(職員の職務発明に関する規則の一部改正)

第八条 職員の職務発明に関する規則(昭和六十年香川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一号様式及び第三号様式中「㊸」を削る。

(香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第九条 香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例施行規則(平成五年香川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(申請書の記載事項等)」に改め、同条第三号ア中「規定する設備」の下に「(以下「製造事業等用設備」という。)」を、「種類」の下に「所在地」を加え、「当該設備」を「当該製造事業等用設備」に改め、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 対象設備の種類、所在地、取得価額及び取得年月日並びに当該対象設備を事業の用に供した年月日

第二条第四号中「及び第二号」を「、第二号及び前号ア」に改め、同号ウ中「、床面積及び用途」を「及び床面積」に改め、同条第五号中「及び第二号」を「、第二号及び第三号ア」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第四条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 条例第二条第一項の規定の適用を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類(同項の規定の適用を受けた対象設備に係る所得に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、ウ又はエに掲げる書類に限る。)

ア 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第三項において準用する同法第十一条第三項又は同法第四十五条第二項において準用する同法第四十三条第二項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し又はこれに類する書類

イ 法人にあつては製造事業等用設備を事業の用に供した日の属する事業年度及びその前事業年度の、個人にあつては当該日の属する年及びその前年の貸借対照表及び損益計算書

ウ 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を行う法人にあつては、当該事業年度の末

日現在における条例第二条第一項第一号の固定資産の価額を証明するに足る書類

エ ウに規定する法人以外の法人又は個人にあつては、次に掲げる書類

(1) 県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を証明するに足る書類

(2) 対象設備において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類

(3) 対象設備において業務に従事する者の配置図

二 条例第二条第四項の規定の適用を受けようとする者にあつては、前号ア及びイに掲げる書類のほか、次に掲げる書類

ア 不動産の取得年月日を証明するに足る書類

イ 土地にあつては、次に掲げる書類

(1) 土地における家屋の位置を表示した配置図

(2) 家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日を証明するに足る書類

ウ 家屋にあつては、その各室の面積を表示した平面図

三 条例第二条第五項の規定の適用を受けようとする者にあつては、第一号ア及びイに掲げる書類のほか、同項の対象設備の種類、取得価額及び取得年月日並びに当該対象設備を事業の用に供した年月日を証明するに足る書類

四 条例第三条の規定の適用を受けようとする者にあつては、事業を行う者又はその同居の親族の労力によって当該事業を行った日数及び当該事業の当該年における延べ労働日数を証明するに足る書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類

(香川県立文書館規則の一部改正)

第十条 香川県立文書館規則(平成六年香川県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項に後段として次のように加える。

この場合においては、第一項後段の規定を準用する。

第七条第四項中「届け出て、その指示を受けなければ」を「届け出なければ」に改める。

第十九条を第二十条とし、第十八条の次に次の一条を加える。

(書面のファクシミリ装置による提出)

第十九条 第十四条第一項又は第十五条第一項の規定により館長に提出すべき書面は、

- ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。
- 2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、館長が受信した時に、当該書面が館長に提出されたものとみなす。
- 3 館長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し送信に使用した書面を提出させることができる。

第一号様式中

|        |     |        |
|--------|-----|--------|
| (ふりがな) |     | (ふりがな) |
| 氏 名    | 性別  | 氏 名    |
| 男・女    | 男・女 |        |

を

に改める。

(香川国際交流会館規則の一部改正)

第十一条 香川国際交流会館規則(平成七年香川県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(書面のファクシミリ装置による提出)

- 第九条 この規則の規定により知事に提出すべき書面は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。
- 2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して書面が提出されたときは、知事が受信した時に、当該書面が知事に提出されたものとみなす。
- 3 知事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し送信に使用した書面を提出させることができる。

第二号様式中「~~申出~~」を「~~提出~~」に改める。

(外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則の一部改正)

第十二条 外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規

則(平成十一年香川県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(閲覧所等)」に改め、同条第一項中「知事が指定する場所」を「香川県総務部人事・行革課内の閲覧所(以下「閲覧所」という。)」に改め、同条第二項中「閲覧場所」を「閲覧所」に改める。

第四条中「外部監査人資格書面閲覧簿(別記様式)に」を「閲覧所に備え付けてある閲覧票に、住所」に、「必要な」を「所定の」に改める。

第五条第一項中「閲覧場所」を「閲覧所」に改める。

別記様式を削る。

(香川県中心市街地における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第十三条 香川県中心市街地における県税の特別措置条例施行規則(平成十一年香川県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(申請書の記載事項等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第三条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 特定商業基盤施設の用に供する家屋又はその敷地であることを証明するに足る書類

二 不動産の取得年月日を証明するに足る書類

三 土地にあつては、次に掲げる書類

イ 土地における家屋の位置を表示した配置図

ロ 家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日を証明するに足る書類

四 家屋にあつては、その各室の面積を表示した平面図

五 前各号に掲げるもののほか、知事において必要があると認める書類

(香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第十四条 香川県過疎地域における県税の特別措置条例施行規則(平成十二年香川県規則第一百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(申請書の記載事項等)」に改め、同条第三号イ中「条例第二条

第一項に規定する」を削り、「種類」の下に、「所在地」を加え、同条第四号中「及び

第二号」を、「第二号及び前号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第四条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 条例第二条第一項の規定の適用を受けようとする者にあつては、次に掲げる書類

(同項の規定の適用を受けた特別償却設備に係る所得に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、ハ又はニに掲げる書類に限る。)

イ 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項において準用する同法第十一条第三項又は同法第四十五条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し又はこれに類する書類

ロ 法人にあっては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度及びその前事業年度の、個人にあっては当該日の属する年及びその前年の貸借対照表及び損益計算書

ハ 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を行う法人にあっては、当該事業年度の末日現在における条例第二条第一項第一号の固定資産の価額を証明するに足る書類

ニ ハに規定する法人以外の法人又は個人にあっては、次に掲げる書類

(1) 県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を証明するに足る書類

(2) 特別償却設備において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類

(3) 特別償却設備において業務に従事する者の配置図

二 条例第二条第四項の規定の適用を受けようとする者にあっては、前号イ及びロに掲げる書類のほか、次に掲げる書類

イ 不動産の取得年月日を証明するに足る書類

ロ 土地にあっては、次に掲げる書類

(1) 土地における家屋の位置を表示した配置図

(2) 家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日を証明するに足る書類

ハ 家屋にあっては、その各室の面積を表示した平面図

三 条例第三条の規定の適用を受けようとする者にあっては、畜産業若しくは水産業を行う者又はその同居の親族の労力によつてこれらの事業を行った日数及びこれらの事業の当該年における延べ労働日数を証明するに足る書類

四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例施行規則の一部改正)

第十五条 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例施行規則(平成十四年香川県規則第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(申請書の記載事項等)」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 特別償却設備の種類、所在地、取得価額及び取得年月日並びに当該特別償却設備を事業の用に供した年月日

第二条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第一号」の下に「及び第二号」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 条例第二条第一項の規定の適用を受けようとする者にあっては、前二号に掲げる事項のほか、同項各号に定める算式によつて計算するために必要な同項第一号の固定資産の価額又は同項第二号の従業者の数

第二条に次の一項を加える。

2 条例第四条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 条例第二条第一項の規定の適用を受けようとする者にあっては、次に掲げる書類(同項の規定の適用を受けた特別償却設備に係る所得に対する事業税について、その適用を受けた年度の翌年度又は翌々年度に同項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、ハ又はニに掲げる書類に限る。)

イ 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第三項において準用する同法第十一条第三項又は同法第四十五条第二項において準用する同法第四十条第二項の規定により確定申告書等に添付する特別償却に関する明細書の写し又はこれに類する書類

ロ 法人にあっては特別償却設備を事業の用に供した日の属する事業年度及びその前事業年度の、個人にあっては当該日の属する年及びその前年の貸借対照表及び損益計算書

ハ 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業を行う法人にあっては、当該事業年度の末日現在における条例第二条第一項第一号の固定資産の価額を証明するに足る書類

ニ ハに規定する法人以外の法人又は個人にあっては、次に掲げる書類

(1) 県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を証明するに足る書類

(2) 特別償却設備において業務に従事する者について、その業務の従事を始めた日を記載した書類

(3) 特別償却設備において業務に従事する者の配置図

二 条例第三条の規定の適用を受けようとする者にあつては、前号イ及びロに掲げる書類のほか、次に掲げる書類

イ 不動産の取得年月日を証明するに足る書類

ロ 土地にあつては、次に掲げる書類

(1) 土地における家屋の位置を表示した配置図

(2) 家屋の建設着手予定年月日又は建設着手年月日を証明するに足る書類

ハ 家屋にあつては、その各室の面積を表示した平面図

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている第二条の規定による改正前の消防法施行細則第五号様式による証票は、同条の規定による改正後の危険物の規制に関する細則第四号様式による証票とみなす。

3 第四条及び第十条の規定による改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。

死体解剖保存法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十六号

死体解剖保存法施行細則を廃止する規則

死体解剖保存法施行細則（昭和二十七年香川県規則第十六号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

行政手続の見直しに伴う商工労働部関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。  
平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第二十七号

行政手続の見直しに伴う商工労働部関係規則の整備等に関する規則

(職場適応訓練委託規則の一部改正)

第一条 職場適応訓練委託規則（昭和三十八年香川県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五号中「第一条第一項第七号」を「第一条第一項第六号」に改める。

第一号様式及び第一号様式の二を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

香川県知事 殿

公共職業安定所長 印

## 職場適応訓練受講指示通知書

職場適応訓練の受講を指示したので、職場適応訓練委託規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

## 記

| 氏 名 | 年 齢 | 住 所 | 指 示<br>年月日 | 求職者<br>の区分 | 訓 練 期 間                  | 訓練<br>職種 | ※職場<br>適応訓<br>練費月<br>額 | ㊦資格の有無及<br>び基本手当日額<br>決定基礎となつ<br>た賃金日額 |
|-----|-----|-----|------------|------------|--------------------------|----------|------------------------|--|
|     | 歳   |     | ..         |            | 年 月 日から<br>箇月<br>年 月 日まで |          | 円                      | 有 円<br>無                               |
|     |     |     | ..         |            | 年 月 日から<br>箇月<br>年 月 日まで |          |                        | 有<br>無                                 |
|     |     |     | ..         |            | 年 月 日から<br>箇月<br>年 月 日まで |          |                        | 有<br>無                                 |
|     |     |     | ..         |            | 年 月 日から<br>箇月<br>年 月 日まで |          |                        | 有<br>無                                 |
|     |     |     | ..         |            | 年 月 日から<br>箇月<br>年 月 日まで |          |                        | 有<br>無                                 |

(注) 1 ※印欄は、知事が記入する。

2 ㊦資格とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条、第39条第1項又は第41条第1項の規定により基本手当又は特例一時金の支給を受ける資格を、基本手当とは同法第10条第2項第1号に規定する基本手当をいう。

## 第1号様式の2(第4条関係)

年 月 日

香川県知事 殿

公共職業安定所長 印

## 短期職場適応訓練(職場実習)実施あつ旋通知書

事業主の同意を得て職場実習の受講を指示したので、職場適応訓練委託規則第4条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

## 1 職場実習対象者(受講指示済)

| 氏名 | 年齢 | 住 所 | 指 示 日 | 求職者の<br>区分 | 実 習 期 間                  | 実習職種 | ※職場適応<br>訓練費日額 | ⑩資格の有無及び基<br>本手当日額決定基礎<br>となつた賃金日額 |
|----|----|-----|-------|------------|--------------------------|------|----------------|------------------------------------|
|    | 歳  |     |       |            | 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>日間 |      | 円              | 有 無                                |
|    | 歳  |     |       |            | 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>日間 |      | 円              | 有 無                                |
|    | 歳  |     |       |            | 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>日間 |      | 円              | 有 無                                |
|    | 歳  |     |       |            | 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>日間 |      | 円              | 有 無                                |
|    | 歳  |     |       |            | 年 月 日から<br>年 月 日まで<br>日間 |      | 円              | 有 無                                |

(注) 1 ※印欄は、知事が記入する。

2 ⑩資格とは雇用保険法(昭和49年法律第116号)第13条、第39条第1項又は第41条第1項の規定により基本手当又は特例一時金の支給を受ける資格を、基本手当とは同法第10条第2項第1号に規定する基本手当をいう。

## 2 委託先事業所

| 事業所名            | 所在地 |  |  | 事業内容 | 資本金額     | 従業員数     | 加入<br>保険等 | 健保・雇保・厚生<br>・労災・退共 |
|-----------------|-----|--|--|------|----------|----------|-----------|--------------------|
| 事業主又は<br>代表者の氏名 |     |  |  |      |          |          |           |                    |
| 指導員 氏名          |     |  |  | 歳    | 学歴<br>経験 | 資格<br>免許 |           |                    |

第三号様式中「職場適応訓練委託規則第5条の規定に基づき、」を削る、「受けたい  
ので」の次に、「職場適応訓練委託規則第5条第1項の規定に基づき、」を加え、  
「  
氏名 男・女 歳 姓 氏名 歳  
に改  
める。  
第四号様式を次のように改める。

## 第4号様式（第6条関係）

## 職場適応訓練委託契約書

職場適応訓練委託規則（以下「規則」という。）に基づき香川県を甲とし、  
乙として、次のとおり委託契約を締結する。

第1条 甲は、 年 月 日付けの乙からの職場適応訓練受託申込みを承諾し、下記のとおり職場適応訓練を乙に委託する。

第2条 職場適応訓練の実施、職場適応訓練費の支払、本契約の変更及び解除その他職場適応訓練に関する事項については、規則の定めるところに従って行われるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各々1通を所持するものとする。

## 記

| 氏名 | 年齢 | 住所 | 指示年月日 | 求職者の区分 | 訓練期間                     | 訓練職種 | ※職場適応訓練費月額 | ㊦資格の有無及び基本手当日額決定基礎となつた賃金日額 |
|----|----|----|-------|--------|--------------------------|------|------------|----------------------------|
|    | 歳  |    | ..    |        | 年 月 日から<br>箇月<br>年 月 日まで |      | 円          | 有 円<br>無                   |
|    |    |    | ..    |        | 年 月 日から<br>箇月<br>年 月 日まで |      |            | 有<br>無                     |
|    |    |    | ..    |        | 年 月 日から<br>箇月<br>年 月 日まで |      |            | 有<br>無                     |
|    |    |    | ..    |        | 年 月 日から<br>箇月<br>年 月 日まで |      |            | 有<br>無                     |

(注) ㊦資格とは雇用保険法（昭和49年法律第116号）第13条、第39条第1項又は第41条第1項の規定により基本手当又は特例一時金の支給を受ける資格を、基本手当とは同法第10条第2項第1号に規定する基本手当をいう。

年 月 日

甲 香川県高松市番町4丁目1番10号  
香 川 県  
香川県知事 印

乙 事業所の所在地  
事業所の名称  
事業主又は代表者の氏名 印

参考

年 月 日

香川県知事 殿

事業所の所在地  
事業所の名称  
事業主又は代表者の氏名

職場適応訓練受託申込書（写）

年 月 日付け職場適応訓練受講指示通知書に係る職場適応訓練の委託を受けたいので、職場適応訓練委託規則第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり申し込みます。

記

| 事業内容                      | 資本金額 | 従業員数       | 加入保険等     | 健保・雇保・厚生<br>労災・退共 |
|---------------------------|------|------------|-----------|-------------------|
| 作業内容<br>使用する機械器具等<br>扱う原料 |      |            |           |                   |
| 指導員 氏名                    | 歳    | 学歴<br>経 験  | 資格<br>免 許 |                   |
| 訓練修了後そのまま<br>雇用し得る見通し     |      | 雇用後<br>の賃金 | その他       |                   |
| ※ 公共職業安定所長の意見等            |      |            |           |                   |

年 月 日

香川県知事 殿

事業所の所在地  
 事業所の名称  
 事業主又は代表者の氏名

印

短期職場適応訓練（職場実習）特例受託申込書

年度短期職場適応訓練（職場実習）の特例委託を受けたいので、職場適応訓練委託規則第6条の2第2項の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

|                      |                |     |         |  |                  |                  |       |                      |
|----------------------|----------------|-----|---------|--|------------------|------------------|-------|----------------------|
| 事業所の概要               | 事業主又は代表者の氏名    |     |         |  | 主たる事務所の所在地       |                  |       |                      |
|                      | 事業内容           |     | 資本金額    |  | 従業員数             |                  | 加入保険等 | 健保・雇保<br>厚生・労災<br>退共 |
| 職 種                  | 年度における採用計画（予定） |     |         |  | 職 場 実 習<br>受託見込数 | 予 定 指 導 員<br>氏 名 |       |                      |
|                      | (中高年齢者)        |     | (障 害 者) | 計                                      |                  |                  |       |                      |
|                      |                |     |         |  |                  |                  |       |                      |
|                      |                |     |         |  |                  |                  |       |                      |
|                      |                |     |         |  |                  |                  |       |                      |
| 計                    |                |     |         |  |                  |                  |       |                      |
| 過去三箇年の実績<br>(職場適応訓練) |                | 通常分 | 職場実習    | ※公共職業安定所長の意見<br><br><br><br>公共職業安定所長 印 |                  |                  |       |                      |
|                      | 年度             |     |         |  |                  |                  |       |                      |
|                      | 年度             |     |         |  |                  |                  |       |                      |
|                      | 年度             |     |         |  |                  |                  |       |                      |

- (注) 1 ※印欄は、公共職業安定所長が記入する。  
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。

第五号様式の二を次のように改める。

(香川県新規産業創出支援センター規則の一部改正)

第二条 香川県新規産業創出支援センター規則(平成十一年香川県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「法人」を「団体」に、「社歴」を「沿革」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同項第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とする。

(通訳案内業法施行細則の一部改正)

第三条 通訳案内業法施行細則(平成十二年香川県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第三号様式までの規定中「(ふりがな)申請者住所」を「申請者住所」に改める。

(香川県科学技術研究センター規則の一部改正)

第四条 香川県科学技術研究センター規則(平成十二年香川県規則第四百四十六号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四条第二項第三号に掲げる書類及び」を削る。

#### 附 則

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正前の職場適応訓練委託規則第四号様式により作成された職場適応訓練委託契約書は、同条の規定による改正後の職場適応訓練委託規則第四号様式により作成された職場適応訓練委託契約書とみなす。

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

#### 香川県規則第二十八号

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部を改正する規則

香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年香川県規則第一百七号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三十三の項口中「第六十条の二第一項第三号」の下に「第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号及び第九項第二号」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月二十六日印刷発行

印刷発行所  
香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています